令和 5 年 7 月 31 日 告示第 41 号

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、乳児の保護者に対し、その乳児が必要とする子育てスタート 用品のレンタルに係る費用を助成することにより、子育て世代の経済的負担を軽 減するとともに、乳児期の子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。 (定義)
- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に 定めるところによる。
  - (1) 乳児 高森町(以下「本町」という。)の住民基本台帳に登録されている児童のうち満1歳に満たない者をいう。
  - (2) 保護者 出産を予定する者(母子健康手帳の交付を受けている者に限る。) 及び乳児を現に養育している者をいう。
  - (3) 子育てスタート用品 ベビーベッド、ベビーマットレス、ベビーバス及びベビースケールをいう。

(助成金の交付対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、本町の住民基本台帳に登録されている保護者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成対象経費は、子育てスタート用品のレンタルに要した費用(消費税及び送料を含む。)とする。

(助成金の交付申請)

- 第5条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、レンタル利用希望開始日の1箇月前までに、高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業助成金交付申請書(様式第1号)を高森町長(以下「町長」という。)に提出しなければならない。
- 2 交付申請は、出産予定日の2箇月前からできるものとする。 (助成金の交付決定)
- 第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業助成金交付決定通知書(様式第2号)を、また認められないときは高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業助成金不交付決定通知書(様式第3号)を交付する。

(子育てスタート用品のレンタル)

第7条 前条の交付決定を受けた申請者は、本町が委託する業者(以下「委託業者」という。)において、子育てスタート用品のレンタル契約を行い、高森町パパママ 応援・子育てスタート用品レンタル事業開始通知書(様式第4号)に、委託業者とのレンタル契約書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

(助成金の額)

- 第8条 助成金の上限は4万円とし、乳児1人につき1回限りとする。 (助成金の交付方法)
- 第9条 助成金の交付は、委託業者への代納により行う。

(助成金の返還)

第10条 町長は虚偽の申請その他、不正な方法による助成金の交付を受けた者があるときは、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(利用台帳の作成)

- 第11条 町長は、高森町パパママ応援・子育てスタート用品レンタル事業利用台帳 (様式第5号)を作成し、これを保管しなければならない。 (その他)
- 第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。